

平成 27 年 6 月 2 日
文 化 庁

平成 26 年度 民間競争入札実施事業
海外映画祭出品等支援事業の実施状況について

1. 事業概要

①. 事業内容

- (ア) 海外映画祭への出品支援
- (イ) 見本市における展示施設の設置・運営
- (ウ) 新作日本映画を紹介する冊子の作成

②. 契約期間

平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日

③. 受託事業者

公益財団法人ユニジャパン

④. 受託事業者決定の経緯

「平成 26 年度海外映画祭出品等支援事業民間競争入札実施要綱」に基づき、入札参加者（1 者）から提出された提案書について、技術審査会において評価した結果、技術評価点については、必須項目を全て満たすとともに、加点項目について得点が付与された。平成 26 年 3 月 28 日に開札したところ、予定価格の範囲内の入札価格が提示され、技術評価点に入札価格点も含めて総合評価を行った結果、上記の者を落札者とした。

2. 確保すべき質の達成状況及び評価

①. 確保されるべきサービスの質の達成状況

(ア) 業務毎の作業方針、スケジュールに沿って業務を確実に行うこと。

→要件のとおり達成した。

(イ) 海外映画祭への出品支援に関する業務

- ・期間内に審査委員会を 3 回開催し、予算の範囲内で支援する団体・個人を選定すること。

→期間内に審査委員会を 3 回開催し、予算の範囲内で支援する団体・個人を選定した。

- ・審査委員会にて選定された団体・個人に対して、誤りなく選定結果の報告を行うとともに、支援金を振り込むこと。

→要件のとおり達成した。

- ・申請数及び選定数は下記のとおり。

海外映画祭出品支援	平成 25 年度	平成 26 年度
外国語字幕制作	22 (50)	16 (41)
映画製作者の海外渡航	44 (88)	50 (88)

() 内は申請数

(ウ) 見本市における展示施設の設置・運營業務

- ・期間内に4回以上、主要な海外映画祭の見本市に共同ブースのスペースを確保すること。
→カンヌ、アヌシー、トロント、ベルリン、香港の各国際映画祭の見本市において共同ブースを確保した。
- ・期間内に2回以上、主要な海外映画祭の見本市又は会場に隣接した場所において、日本映画のレセプション会場を確保すること。
→アヌシー及びトロントでレセプション会場を確保し、国内外の映画関係者の情報交流等の場を提供した。
- ・共同ブースの総合受付カウンター及びブースへの主な来訪者（例：ブース内で打合せを行った人や、日本映画に関連する質問をした人）の対応内容について取りまとめること。
→出展ブース毎に来訪者について適切に対応するとともに、主な来訪者、人数、質問等について取りまとめた。

(エ) 「Japanese Film」の作成

- ・冊子の内容に誤字・脱字及び事実の誤認がないこと。
→誤字・脱字及び事実の誤認はなかった。
- ・年度内に冊子を作成し、納入すること。
→平成27年3月18日

②. 評価

各業務とも実施要項で定めた確保されるべきサービスの質について要求水準を満たしており、また各映画祭やブース出展終了後に実施報告を受けるとともに、各審査委員会においても日本映画の海外における情報を得ることができ、当該事業の実施により、日本映画作品の情報が海外に効果的に発信されていることを確認した。

また当事業実施期間中において、受託事業者は業務改善指示等を受けたり、業務に係る法令違反行為等はなかった。

3. 民間業者からの改善提案による実施状況

出品支援業務、共同ブース設置運營業務及び冊子「Japanese Film」の作成のいずれの業務において提案がなされた。ブース出展を行う映画祭においては、日本の映画制作会社、関係団体や日本からの参加者等と連携して日本映画の紹介や映画関係者との交流の場を確保し、より効果的に実施した。また冊子「Japanese Film」作成に関して

は映画の単なる紹介に止まらず、日本映画に関する様々な統計や当庁で実施している日本映画振興に関する事業についても記載し、日本映画の発信を効果的に行っている。

なお、レセプション開催では、日本酒を振る舞うことを提案しているが、これは各省庁横断的に取り組んでいるクールジャパン戦略を踏まえてのものであり、ジャパンブランドの発信にも寄与している。

4. 実施経費の状況及び評価

①. 契約額

従来経費（平成 25 年度）

66,665,808 円

実施経費（平成 26 年度）

63,909,252 円

②. 経費削減効果

・ 63,909,252 円 － 66,665,808 円 ＝ －2,756,556 円（△4.13%）

③. 民間競争入札導入前後での契約額階差の分析

平成 25 年度契約額と平成 26 年度契約額の階差については、従来までは企画競争により委託先団体を選定していたが、民間競争入札導入により、前年度実績額等を参考に予定価格を積算することで、契約額が減となった。

④. 評価

今回の民間競争入札導入前後での契約額の変動は、実際に生じた実績額を予定価格として積算したためのものであり、民間競争入札の導入によって生じ得たものだと考えられる。

また、単純に契約額について注視した場合、民間競争入札の効果が出たものと考えられるが、事業内容を鑑みた上で、事業を効率かつ効果的に運営することを想定すると、事業費以外の経費、すなわち一般管理費が現状では不足していると考えられる。今後とも、現状での事業費を維持しつつ、予定価格を立てるためには、一般管理費を減額せざるを得ないが、このまま予定価格の引き下げを続けるとなれば、質の確保が困難になるとともに、入札業者がさらに減ってしまう可能性があると考えられる。

5. 民間競争入札導入における取組及び実施要項における改善点等について

○入札参加要件の緩和策

- 競争参加資格については民間競争入札導入時より本来設定すべき等級より、2 等級引き下げて実施している。また複数者での応札が可能となるよう、共同事業体での入札も可能とした。
- 実施要項案をパブリックコメントにより WEB で公表し、意見募集を実施。
- 入札スケジュールについては平成 27 年度の公告開始時には導入前より延長。

- 映画関係団体への周知について当事業に関係がありそうな団体へは周知済み。
- 実施要項に従来の実施状況に関する情報の開示として実績等の掲載。
- 公告期間内に事業説明会の実施。

公告期間について平成25年度：26日間、平成26年度：23日間、平成27年度：30日間設けた。なお平成26年度については民間競争入札の開始ということで、公告期間が3日間少なくなりましたが、文部科学省においては一者応札改善のため、「原則10日間以上」のところ、「原則20日間以上」を確保することとしており、その考え方は確保しているところである。

また上記のとおり民間競争入札の導入に伴い、幅広い者の参入を促すために競争参加資格に関してはすでに緩和済みであり、平成25・26・27年度文部科学省競争参加資格「役務の提供等」において、A等級に格付されていなければならないところ、A・BまたはC等級に格付された者とし、入札者が増えるよう競争参加資格の引き下げを行った。また実施要項案作成時にパブリックコメントの実施や、公告期間に説明会を行った。

○関係団体へ参入可否のヒアリング

次に応札が可能と考えられる関係団体に対して、本業務への参入可否を検討した経緯についてヒアリングも実施したところ、参入が困難な理由としては、以下の通り回答があった。

- 国際映画祭関係団体や海外映画団体などのネットワークについて、現在当事業を受託している団体が持っている以上の繋がりを有していないため、情報収集が難しく、海外の映画関係団体等と連携を取ることが困難である。
- 国際映画祭などへ対応する専門の部署が無い場合、もし当事業を受託した場合は担当部署を作る必要があるが、文化庁で計上されている予算で効果的に実施するのは難しい。
- 担当部署を作るにしても、映画を海外へ発信する知識を有している等、専門性が高い者を集めなくてはならず、一から構築するのは他業務もあるため困難である。

以上の改善策を講じた上で2回の民間競争入札を行ったが、結果として1者応札であった。

参考：競争入札者数

平成25年度：2者

平成26年度：1者

平成27年度：1者

※平成25年度の2者のうち1者は主に国内での自主映画祭を主催している団体であり、当事業で定めている業務を遂行するのは困難だと考えられる。

6. 評価のまとめ

上記の通り、現受託事業者が実施した当事業のサービスの質は確保されるとともに民間事業者の創意工夫が発揮され、効果的に事業が実施されたところである。また民間競争入札を実施することで、経費の削減についても良好であったと評価できる。

7. 今後の事業について

これまで当事業について 2 回の民間競争入札を実施したが、海外の国際映画祭への出品支援業務などを実施するにあたり、効果的に事業を進めるためには各映画祭事務局や関係団体などとの繋がりや国際担当のような部署が必要であり、新規参入を促すにも非常に難しいと考えられる。

なお当事業における業務切り分けについて検討したところ、当事業における業務内容は「海外映画祭への出品支援」、「見本市における展示施設の設営・運営」及び「新作日本映画を紹介する冊子の作成」があり、この中で「見本市における展示施設の設営・運営」及び「新作日本映画を紹介する冊子の作成」については海外の主要な映画祭において、ブース出展やレセプション開催を行う際に「新作日本映画を紹介する冊子の作成」で作成した冊子「Japanese Film」を配布行っているところであり、これらをより効果的に実施するためには、海外の実情を的確につかんでいるとともに、海外の映画関係者等とのネットワークを活用し、各業務を有機的に連携させながら行うことが必要であると考えられる。次に「海外映画祭への出品支援」については当事業の予算規模を勘案すると、切り分けた事業毎において人件費や一般管理費等がかかる恐れがあり、非効率化を招きかねないため、当事業を効率的に運営するためには、各業務を横断的かつ一体的に実施することが、事業運営の観点から効果的であるといえる。

以上のことから、当事業については終了プロセスへ移行し、文化庁において当事業の実施に取り組んでまいりたい。

また今後の当業務については、官民競争入札等監理委員会の関与を外れることとなった場合、これまで監理委員会において審議されてきた公共サービスの質、公告期間、入札参加資格、入札手続、情報開示に関する事項及び業務の切り分け等を踏まえた上で、映画関係団体や有識者などからも継続的にヒアリングを行い、公共サービスの質の向上に資すること並びにコストの削減を図っていくこととしたい。